

令和5年11月28日

中小企業退職金共済制度加入事業所 各位

太田市長 清水 聖義
(公印省略)

太田市中小企業退職金共済制度加入促進助成金申請書の提出について

初冬の候、貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素より本市労働行政におきまして特段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では「中小企業退職金共済制度」に加入している事業所を対象に、契約成立月から1年間にわたる新規被共済者掛金について月額の20%を助成しています。

つきましては、貴事業所において対象となる被共済者がおられましたら、産業政策課HP掲載の記入例を参考に、下記提出書類をご記入の上、対象者の退職金共済手帳の写しを添付して、令和5年12月28日(木)までにご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、申請期限を過ぎた場合助成対象外となるため、必ず期限内のご申請をお願いいたします。申請に際しまして、ご不明な点がございましたら以下の問合せ先までご連絡下さい。

記

【提出書類】（1～3は産業政策課HPからダウンロードしてください）

- | | | |
|-----------------------|---------------|--------|
| 1. 別記様式（第6条関係） | 2. 退職金共済掛金内訳書 | 3. 請求書 |
| 4. <u>退職金共済手帳のコピー</u> | | |

【注意事項】

- 1 退職金共済手帳の写しを必ず添付してください。 ※別紙見本を参照
- 2 助成金交付対象となるのは、新規被共済者に限られます。
- 3 助成金交付の対象期間は、契約を締結した月から起算して12箇月です。

【例①】令和5年3月新規加入の場合

令和5年3月～12月の10箇月が今年度の対象期間です。

残りの令和6年1月～2月の2箇月分は来年度の対象期間となります。

【例②】令和4年7月新規加入の場合

令和4年7月～12月の6箇月は昨年度の対象期間でしたので、残りの

令和5年1月～令和5年6月の6箇月が今年度の対象期間となります。

- 4 **申請期限までに共済手帳が届かない場合は、産業政策課にご相談下さい。**
- 5 申請にあたって、共済契約者（事業所）は市民税を完納している必要があります。
- 6 修正液や修正テープでの訂正は認められません。訂正印をお願いします。
- 7 円滑な処理のため別記様式・請求書に捨印をいただけると幸いです。

以上

【お問い合わせ】

太田市役所 産業環境部 産業政策課
TEL 0276-47-1834（直通）
担当 大橋